

予算と成果を評価できるような予算書・決算書の作成に向けた検討について

1. 予算書・決算書の問題点についての指摘等と検討の方向性

- 現行の予算書・決算書については、「その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい上、政策目的毎に区分されておらず、事後の評価になじみにくい」との指摘（次頁参照）。

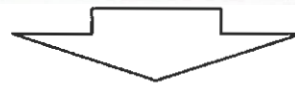
【「公会計に関する基本的考え方」(15.6.30 財政制度等審議会)】

- 「政策毎に予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める」との方針

【「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(16.6.4 閣議決定)】



- 上記の指摘等を踏まえ、予算書と決算書の表示科目を施策単位とする方向で検討中(検討状況については、後述)。



- 予算書・決算書の表示科目と政策評価の単位が「施策」の括りで一致することにより、予算・決算と政策評価との連携を強化。

現行の予算書・決算書の問題点（イメージ）

予算書

施策

地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

〔甲号 歳入歳出予算 歳出〕

所管	組織	項	金額
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	×××
		厚生労働本省施設費	×××
		・・・	×××
		保健衛生諸費	×××
		保健衛生施設整備費	×××
		・・・	×××

【参考のための添附書類】

〔予定経費要求書〕

＜組織別事項別内訳＞

組織	項	事項	要求額
厚生労働本省	厚生労働本省	厚生労働本省一般行政に必要な経費	×××
		審議会等に必要な経費	×××
		厚生労働行政情報化推進に必要な経費	×××
		・・・	×××

決算書

〔歳出決算〕

所管・組織・項	支出済歳出額
厚生労働省所管	
厚生労働本省	×××
厚生労働本省	×××
厚生労働本省施設費	×××
・・・	×××
保健衛生諸費	×××
保健衛生施設整備費	×××
・・・	×××

○ 決算書においては「事項」別の内訳は、示すことにはなっていない。

○ 「項」……【**財政法第23条**】

歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、…歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

【**予算決算及び会計令第14条第1項**】

歳入歳出予算、…の部局等の区分、…歳出予算…の項の区分は、財務大臣がこれを定める。

○ 「事項」…【**予算決算及び会計令第11条第1項**】

財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

2. 予算書・決算書の見直しに向けた検討状況

- (1) 一部省庁の協力を得つつ、施策を単位として現行予算の組替えを試みながら、予算書の表示科目（「項」「事項」）の見直しの可能性について検討・検証中。

〔検討・検証内容〕

- ① 「施策」を基本単位とする予算書の作成が可能か
- ② 特定の「施策」に張り付かない間接経費（旅費、庁費等）をいかに取扱うか
- ③ 国会による予算統制の観点から過度に大きな括りとならないか
- ④ 他方、弾力的・効率的な予算執行管理に支障をきたすような、過度に小さな括りとならないか 等

- (2) また、決算書の表示科目を施策単位とすることによる予算の執行管理及び「事項」別の決算額の把握における実務上の問題が生じないかについて検討・検証中。

〔検討・検証内容〕

適切・適正に予算の執行管理及び決算書の作成をすることが可能か 等

諸外国における予算と政策評価について(未定稿)

	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	ニュージーランド
歳出予算 (構造、議会における議決対象、議決対象の最小単位)	<p>義務的経費は恒久法によるため、毎年の審議は不要。裁量的経費(4割程度)につき省庁別に歳出予算法(13本、議員提案)により議決。</p> <p>歳出予算法の予算は、省庁ごとに予算項目(Budget Account)別に区分。議決単位となる予算項目の数は、1,200程度。</p> <p>現金主義を中心とした支出負担確定主義</p>	<p>既定費と議定費に区分。既定費(王室費等)は法律に基づき恒久的に付与。議定費は、毎年度議定費歳出法により議決。</p> <p>議定費歳出法の予算は、組織別・目的別に RfR(資源要求事項)に区分。議決単位の RfR の数は 80 程度。</p> <p>組織別に、現金主義に基づく歳出予算と発生主義を活用した資源予算の両者を議決。RfR 別には、資源予算のみ議決。</p>	<p>毎年度の予算法により議決。</p> <p>予算は、政策目的別の区分であるミッション別・プログラム別に区分。議決対象は、ミッションまで(34)であるが、歳出権はプログラム(132)単位に付与(議会での議決に従って政令で規定)。</p> <p>予算は現金主義。</p>	<p>毎年度、第 1 歳出法(経常的支出)、第 2 歳出法(新規政策に係る省庁管理項目、州への補助金等)を議決。社会保障給付等については特別歳出法により歳出権を付与(全体の 75%程度)。</p> <p>予算は、省庁別のアウトカム単位で議決(第 1 及び第 2 歳出法の議決項目数は 200 程度)。</p> <p>予算は更に「省庁裁量項目」(各省がアウトカム達成のために設定するアウトプットに係る予算、全体の約 2 割)と「省庁管理項目」(連邦政府のコントロール下にある予算、補助金、社会保障給付等)に区分。省庁裁量項目については、発生主義ベースで計上され、省庁ごとに一括して議決が行われる。</p>	<p>毎年度、歳出法により議決。</p> <p>予算は、約 70 程度の所管(Vote)ごとに、アウトプット費用、移転支出、借入費用、その他経費、資本支出等に分類。歳出法の議決項目は 700 超。</p> <p>アウトプットについては、類似のものを束ねたアウトプット費用ごとに発生主義で計上。</p>
政策評価・業績測定 (構造、政策評価の単位、予算単位との関係)	<p>政府業績評価法(GPRA)に基づき、各省ごとに、中期的な任務、目標を定める「戦略計画」、毎年度の業績目標を定める「年次業績計画」を策定。</p> <p>さらに、OMB は、PART(プログラム評価採点ツール)に基づき、プログラム毎の目的、管理、成果をチェック。PART の単位は、1,000 程度のプログラム(特定のアウトカムを達成することを意図した1又は複数の事業)で、必ずしも予算の単位とは一致しない。</p>	<p>歳出見直し(SR)で 3 年間の各省の歳出上限額(DEL)を決定する際に、合わせて各省と財務省が公的サービス合意(PSA)を締結し、政策目標(objective)、業績目標(target)等を策定。業績目標は、原則アウトカム目標を単位として 110 設定されているが、予算の単位である RfR とは一致しない。</p>	<p>予算のプログラム毎に、戦略、目標(630 程度)、業績指標(1,300 程度)等を設定し、予算法案の付属資料に添付。</p>	<p>予算の付属文書の各省庁単位で作成されるポートフォリオ予算書において、アウトカムごとに、業績指標、アウトプットとその業績指標を設定。</p>	<p>各省ごとに、政策意図説明書(Statement of Intent)において、中期的なアウトカム目標、業績指標を設定。さらに、毎年度、アウトプット費用ごとの質、量、コスト等に関する業績指標を設定。</p>